

事 務 連 絡  
平成 2 3 年 4 月 6 日

栃木県保健福祉部 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

農畜水産物等の放射性物質検査に係る留意点について

標記については、平成 2 3 年 4 月 4 日、原子力災害対策本部より、食品の出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方が示され、その中で、地方自治体における検査計画について盛り込まれたところであり、同日付事務連絡「農畜水産物等の放射性物質検査について」において、地方自治体の検査計画について連絡したところです。

については、貴県産農畜水産物等におけるこれまでの検査結果においては、指標とすべき品目であるシュンギクにおいて、放射性ヨウ素 1 3 1 の平均値又は中央値が 1000Bq/kg を超えていることから、検査計画の策定に当たっては、シュンギクについて特に留意の上、適切に検査を実施されるようよろしく願います。